

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

ほうじん本郷

税務ニュース

No. 492

令和2年5月号

<http://www.hongohojin.or.jp/>

【目次】

法人会の活動 —— 2~3

委員会のご紹介 —— 4~5

東京メトロの安全への取組み —— 6~7

令和2年度税制改正のあらまし【抜粋】 —— 8

令和2年度研修会・講演会予定表 —— 9

税務署だより・都税事務所だより —— 10

事務局だより —— 11



▲藤代峠で一休み(六義園)
撮影 小海 桂子

法人会の活動

湯島天満宮で確定申告の広報活動及び街の美化活動を実施

—女性部会・青年部会—

女性部会（飯村早苗部会長）と青年部会（吉田宗之部会長）が確定申告の広報活動及び街の美化活動を2月17日（月）、午前11時より湯島天満宮境内及び湯島駅周辺で行った。

当日は第63回湯島天神「梅まつり」の期間中でもあり境内は大勢の観梅客で賑わうなか、飯島寛仁署長をはじめ幹部の方々や部会役員方がそれぞれ広報活動や美化活動を行った。



▲本殿前で記念撮影



▲開始前にあいさつをする飯島署長



▲広報活動をする飯島署長

第63回湯島天満宮「梅まつり」で確定申告の広報活動

—本郷税務連絡協議会—

第63回湯島天満宮「梅まつり」期間中の2月23日（日）、大勢の観梅客で賑わうなか、ステージ上で確定申告の広報活動を行った。



▲飯島署長とイータ君（中央）と上天草四郎君（右）、本郷税務連絡協議会の役員方



▲ステージ上で広報をするイータ君と税務職員



青年部会が第2回部会員交流会を開催

—活発な意見交換がされる—

青年部会（吉田宗之部会長）は恒例となった部会員交流会を3月19日（金）、午後5時よりボルボカー文京（部会長の会社）で役員会に引き続き開催した。交流会は部会員が自身の職業や関連分野を参加者の前でプレゼンして「お互いの仕事をもっとよく知り、親交を更に深めることを目的に年2回開催しているもので、終了後には場所を移動して情報交換会が行われた。

講師はゼンドラ（株）代表取締役 関 誠 氏と（株）日管設備 代表取締役 富永光孝 氏



▲講師を務める（株）日管設備 富永光孝 氏（左）とゼンドラ（株）関 誠 氏

はじめて学ぶ!会社の数字

—初心者の方にも分かり易く解説—

地域連携講座 PART2 として「はじめて学ぶ!会社の数字」が2月18日（火）、午後6時30分より文京学院大学生涯学習センターに於いて開講した。

この講座は全3回シリーズだったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から第3回目は取り止めとした。講師は文京学院大学講師の上岡史郎先生で収益と費用と利益の関係や損益分岐点の基礎知識などを分かり易く解説する講座で受講者には修了証が交付された。



▲講師の文京学院大学 上岡史郎先生

女性部会が社会貢献活動を実施

—未使用タオルを「ゆしまの郷」に寄贈—

女性部会（飯村早苗部会長）が3月25日（水）に社会貢献活動の一環として、未使用タオル50枚を特別養護老人ホーム「ゆしまの郷」に寄贈した。

また、使用済み切手やプリペイドカードなどを3月31日（火）に文京区社会福祉協議会へお届けした。



▲「ゆしまの郷」の中谷信一施設長（左）と飯村早苗部会長

委員会のご紹介 法人会を動かす6つの委員会(敬称略)

総務委員会



委員長
田中元浩

総務委員会においては、次の業務を行う。

1. 各委員会・部会が行う事業の総括に関する事。
2. 定款及び細則の制定並びに改廃に関する事。
3. 本会の役員の人事に必要な資料を収集・整理する事。
4. 会員の資格審査に関する事。
5. 関係官公庁及び税務関係協力団体との連携・協調について会議の企画及び折衝に関する事。
6. 事務局を統督する事。
7. 前各号に掲げるもののほか、法人会の事業で他の委員会・部会に属さないものに関する事。

担当副会長	吉田久夫	(有) 吉田モーターズ	委員	山中一江	(有) 金子商店
委員長	田中元浩	(株) 柏屋	委員	小安昭十	(有) 小安商店
副委員長	渡邊正晴	(株) 三盛社	委員	溝口智正	(有) 花月
副委員長	鳥山金一郎	トリヤマ (株)	委員	佐藤豪一	東京不動産企画 (株)
委員	林 正晃	第一医科 (株)	委員	五十畑宏一	(株) イカハタ
委員	五十嵐正樹	大和自動車整備 (株)			

社会貢献研修委員会



委員長
増田 稔

社会貢献研修委員会においては、次の業務を行う。

1. 地域社会への貢献を目的とする事業。
2. 地域企業の健全な発展に資する事業。
3. 税知識の普及を目的とする事業。
4. 納税意識の高揚を目的とする事業。
5. 前各号に掲げるもののほか、定款第3条に定める目的を実現するための研修会、講演会等に関する事。
6. 前各号に掲げるもののほか、会長の特命による渉外に関する事。

担当会長	橋立弘紀	日本パルスモーター (株)	委員	奈良部 宏	(有) 南桜商事
委員長	増田 稔	(株) 三共設備工業	委員	吉田久夫	(有) 吉田モーターズ
副委員長	仲田和人	(有) ヨシムラ	委員	飯村早苗	(有) イイムラ
副委員長	小嶋 守	小嶋電工 (株)	委員	石原和夫	(有) a. s. i
委員	星野芳輝	星盛堂医療器工業 (株)	委員	上田 清	(株) 田毎
委員	真島幹雄	(有) 精確堂時計店	委員	吉田幸枝	(株) マッス

税制委員会



委員長
佐藤潤一

税制委員会においては、次の業務を行う。

1. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業。
2. 地元国会議員並びに地方自治体に対する要望活動に関する事

担当副会長	平出信隆	中央宣伝企画 (株)	委員	小立鈺彦	(株) 南江堂
委員長	佐藤潤一	(株) 福音館書店	委員	仲田和人	(有) ヨシムラ
副委員長	中島研一朗	啓芳堂製薬 (株)	委員	五十畑宏一	(株) イカハタ

広報委員会



委員長
塙 英幸

広報委員会においては、次の業務を行う。

1. 法人会に関する周知宣伝をすること。
2. 広報誌（ほうじん本郷）等の編集企画及び発行に関すること。
3. 機関紙（ほうじん）の配布
4. 報道機関との連絡に関すること。
5. e-Tax・eLTAXの広報と推進に関すること。

担当副会長	松下和正	(株) 松下産業	委員	小能大介	(株) 日生不動産
委員長	塙 英幸	東京情報システム (株)	委員	佐藤豪一	東京不動産企画 (株)
副委員長	田邊一男	(株) セルク	委員	岡村邦彦	(有) ホーエイ
副委員長	鶴野真理子	(有) トーイ企画	委員	森田俊介	(一財) 日本食生活文化財団
委員	五十嵐正樹	大和自動車整備 (株)	委員	吉田幸枝	(株) マッス
委員	山中一江	(有) 金子商店			

財務委員会



委員長
熊谷昌之

財務委員会においては、次の業務を行う。

1. 法人会の予算及び決算に関すること。
2. 財政確立についての企画・立案に関すること。
3. 予算の支出認証に関すること。

担当副会長	平出信隆	中央宣伝企画 (株)	委員	斉藤 武	オカモト(株)(総務部総務課)
委員長	熊谷昌之	三賞 (株)	委員	鳥山金一郎	トリヤマ (株)
副委員長	天白泰司	大能建設(株)			

厚生組織委員会



委員長
林 一好

厚生組織委員会においては、次の業務を行う。

1. 地域企業の健全な発展に資する事業。
2. 会員の交流に資するための事業
3. 会員の福利厚生等に資する事業
4. 地域企業の文化的水準の向上を図るための親睦・見学等に関すること。
5. 各種共済制度の普及推進に関すること。
6. 法人会の組織に関し、調査、企画及び立案すること。
7. 組織の充実と強化に関すること。

担当副会長	五十嵐正樹	大和自動車整備 (株)	委員	北村治夫	(株) 北村被服研究社
委員長	林 一好	(株) サン・アドセンター	委員	平出信隆	中央宣伝企画 (株)
副委員長	小嶋 守	小嶋電工 (株)	委員	神谷則治	(株) そうかみ
副委員長	玉澤靖孝	(株) カツロ	委員	渡邊正晴	(株) 三盛社
委員	星野芳輝	星盛堂医療器工業 (株)	委員	増田 稔	(株) 三共設備工業
委員	重本康成	(株) 機山館	委員	鳥山金一郎	トリヤマ (株)
委員	柴山修一	(株) 新建設計	委員	三宅欣朋	大同生命保険 (株) 東京支社



東京メトロの 安全への取組み

東京メトロは、東京都区部を中心に9路線、営業キロ195.0km、179駅を保有し、1日に758万人と多くのお客様にご利用いただいている。また、全9路線のうち7路線で他社と相互直通運転を実施しており、首都圏の鉄道ネットワークの中核を担っています。

2019年度から2021年度の3年間は、中期経営計画「東京メトロプラン2021」を策定し、「安心の提供」、「持続的な成長の実現」、「東京の魅力・活力の共創」の3つのキーワードを柱に、各種施策を積極的に推進しています。

今回は、鉄道事業者にとって最大の使命である安全・安定運行のために、東京メトロが取組む施策の一部を紹介します。

■自然災害対策の推進

東京メトロでは、震災対策と大規模浸水対策を柱とする自然災害対策を重点施策のトップに掲げ、ハード・ソフトの両面から継続的に取り組んでいます。

震災対策に関しては、1995年の阪神・淡路大震災を受けて出された国の通達に基づく高架橋柱や地下駅中柱の補強、橋りょう・高架橋落下防止対策は完了しており、震度7クラスの地震動でも、トンネル、高架橋、地下建物は崩壊、崩落することはありません。また、2011年の東日本大震災での他鉄道各社における被害状況を踏まえ、追加実施している高架橋柱の耐震補強も2020年度中に完了する予定です。

そのほか、さらなる対策として、首都直下地震等に備え、震災発生時にも早期の運行再開ができるよう、地下部のトンネル中柱に対しても耐震補強を実施していきます。



トンネル中柱耐震補強

大規模浸水対策に関しては、2010年に中央防災会議「大規模水害対策等に関する専門調査会報告」が公表され、この中で、荒川の堤防決壊により地上の洪水に加え、地下鉄の駅出入口や坑口からの浸水がトンネルを通過して都心部へ短時間で到達し、被害が一層拡大するシミュレーション結果が示されました。これを受けて東京メトロでは、東京都が公表している「洪水ハザードマップ」も考慮した浸水エリアの対策を鋭意進めています。具体的には、対策が必要な全ての駅出入口のほか、坑口、地上駅、変電所等への浸水対策を推進しています。

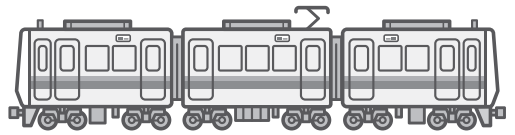


駅出入口浸水防止対策（対策前後）

そのほか、異常時の体制強化として、自然災害発生時には、お客様の安全確保を第一に避難誘導を実施し、運転再開までの時間の短縮や地下鉄施設の被害抑制等を図るべく、異常時対応訓練や防災行動計画の拡充に取り組んでいます。また、安全かつ適時・適切にお客様を案内できるよう、多言語対応を含め、異常時の情報提供の拡充に取り組んでいます。



異常時対応訓練



■駅ホームの安全性向上

お客様のホームからの転落事故や列車との接触事故を防止するため、引き続き全駅へのホームドア整備を推進していきます。

これまでに、本郷法人会地区を走る丸ノ内線、千代田線、南北線と有楽町線、副都心線で整備が完了しており、2020年度においては、その他の4路線13駅で設置を完了し、2020年度末には全体の整備率83%を予定しています。最終的には、2025年度の東西線をもって全駅への設置が完了する予定です。



ホームドア(湯島駅)

さらなる駅ホームの安全性向上施策としては、全てのお客様に安心してご利用いただけるよう、引き続き必要な箇所・時間帯に駅社員・警備員を配置していきます。

また、お身体の不自由なお客様等に対する「声かけ・サポート」運動の実施やハンズフリー型インカム等を用いた駅社員間の迅速な情報共有により、「見守る目の強化」を行います。加えて、非常停止ボタンの操作により自動的に列車が停止する仕組みの整備を全路線で推進していきます。



バリアフリー研修

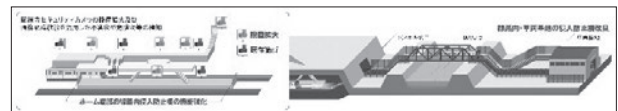


インカムの活用

■セキュリティの強化

テロ行為や犯罪に備え、駅構内セキュリティカメラの更新・増設を2020年度中に完了させるとともに、新型車両の導入及び車両の大規模改修に併せて、車内セキュリティカメラの設置拡大を推進し、加えて、画像認識機能を活用した不審物や危険物の検知等、新技術を活用したさらなるセキュリティ対策を実施します。

また、安全・安定運行のため、ホーム端部の線路内侵入防止柵の機能強化を図るとともに、線路内及び車両基地の侵入防止柵を改良し、セキュリティの強化を図ってまいります。



「東京メトロプラン2021」の3か年において、自然災害対策と安全対策への設備投資額は2,060億円で、全設備投資額4,900億円に占める割合は4割強となります。引き続き、来年開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にあたっては、開催都市の重要な交通インフラに寄せられる期待に応えるとともに、その先の東京の発展への貢献も視野に、安全対策を主とした各種施策を精力的に進めていきます。

(東京メトロ鉄道事業部改良建設部 大石敬司様)

税制改正のあらまし

I 法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の創設

企業の保有する内部資金や技術を有効活用し、事業革新につながることを促進する観点から、オープンイノベーション促進税制が創設されます。

改正案では、中小企業による創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1,000万円以上(注)の出資について、その株式の取得価額の25%相当の特別特定金額の損金算入が出来ます。ただし、当該株式を取得から5年以内に譲渡等した場合、益金に算入する必要があります。

(注) 大企業(資本金等の額が1億円超)については1億円以上。

適用時期

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に一定のベンチャー企業の株式を出資の払込みにより取得した場合に適用されます。

(2) 中小法人の交際費課税の特例措置の延長

中小法人の交際費課税の特例措置(定額控除限度額800万円まで損金算入可)の適用期限が2年間延長されます。

なお、交際費のうち接待飲食費の50%までを損金算入できる特例措置(大法人も適用可)については、資本金の額等が100億円超の法人を適用から除外した上で、適用期限が2年間延長されます(中小法人の交際費課税の特例措置との選択適用)。

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に即時償却することが出来る少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、以下の見直しを行った上、その適用期限が2年間延長されます。

① 対象法人から連結法人を除外

② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を500人以下(現行:1,000人以下)に引き下げ

適用時期

令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が拡充・延長されます。

地方創生応援税制とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合、損金算入措置(約3割)に上乗せして、寄附額の3割を税額控除できる制度です。

改正案では、税額控除割合を6割(現行:3割)に引き上げ、認定手続きを簡素化した上で、適用期限が5年間延長されます。

【地方創生応援税制の拡充の改正案】



適用時期

令和7年3月31日まで適用期限が延長されます。

(5) 地方拠点強化税制の見直し

地方での雇用を創出するため、企業が本社機能を地方へ移転又は地方拠点の強化を行う場合に税制の優遇措置が受けられる地方拠点強化税制(オフィス減税と雇用促進税制の特例)の適用期限がそれぞれ2年間延長されます。なお、改正案では雇用促進税制の特例については、以下のように適用要件や税額控除額等が見直されます。

【雇用促進税制の特例(移転型・拡充型)の適用要件の緩和】

現行	改正案
企業全体の給与額が、前年度より一定額以上増加しなければ適用不可 (雇用者数の増加率×20%以上増加)	企業全体の給与額の増減に関わらず、適用可能 (要件を撤廃)

【雇用促進税制の特例(移転型)の税額控除の拡充】

現行	改正案
・初年度の税額控除:60万円又は90万円/人 (企業全体の雇用増加率5%以上で90万円/人) ・3年間の適用期間における税額控除:150万円(うち、オフィス減税との併用分:90万円/人)	・初年度の税額控除:50万円又は90万円/人 (雇用増加率に関わらず一律) ・3年間の適用期間における税額控除:170万円(うち、オフィス減税との併用分:120万円/人)

適用時期

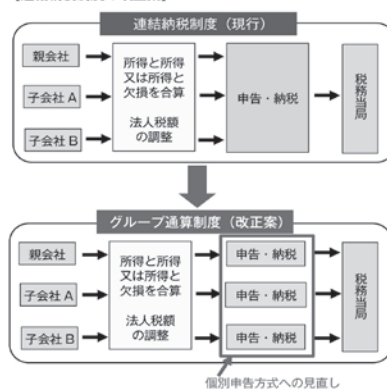
令和4年3月31日まで適用期限が延長されます。

(6) 連結納税制度の見直し

企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで、企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度が見直されます。

連結納税制度とは、企業グループを一体とみて親会社と完全子会社の所得通算などを行う制度です。改正案では、制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、企業の事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする現行の基本的な枠組みを維持しつつ、親会社と完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」が見直されます。

【連結納税制度の改正案】



適用時期

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(7) 大企業の研究開発税制等の税額控除適用要件の見直し

収益が拡大しているにも関わらず、設備投資に積極的でない大企業に対し、研究開発税制等の生産性の向上に関連する租税特別措置を停止する適用要件が見直されます。

【税額控除適用要件の見直し】

現行	改正案
①平均給与等支給額>前事業年度の平均給与等支給額 ②国内設備投資額>当期の減価償却費の10%	①同上 ②国内設備投資額>当期の減価償却費の30%

※ ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(8) 大企業の給与等の引き上げ及び設備投資の促進に係る税制措置の適用要件の見直し

設備投資の堅調な増加等を踏まえ、国内設備投資に対して一層のインセンティブを付与するため、大企業が給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度(給与等支給総額の対前年度増加額の15%、法人税額の20%が限度)について、適用要件の1つである国内設備投資額要件が見直されます。

【国内設備投資額要件の見直し】

	現行	改正案
国内設備投資額	当期の減価償却費の総額の90%以上	当期の減価償却費の総額の95%以上

適用時期

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

誌面の都合上、法人税関係のみを掲載いたしました。

全文はホームページをご覧ください。

www.hongohojin.or.jp

あなたも是非
参加してみませんか

令和2年度 保存版 研修会・講演会予定表

	事業名	日程	場所・時間	内容
1	新設法人説明会	令和2年10月8日(木)／12月11日(金)／令和3年2月4日(木)	場所:本郷税務署大会議室 時間:13:30～16:00	新たに会社を設立された経営者向けに「法人税や源泉所得税の基本的な仕組みを項目ごとに説明します。
2	決算法人説明会 軽減税率等説明会	令和2年7月17日(金)／9月8日(火)／9月18日(金)／10月14日(水)／11月13日(金)／12月9日(水)／令和3年1月14日(木)／2月9日(火)／3月17日(金)	場所:税務署大会議室 文京区民センター3A 3月17日(金)のみ 時間:13:30～15:30 軽減税率等説明会 時間:15:30～16:00	決算期を迎えた法人に対して適正な申告をして頂くため留意点など基本的な事項を説明します。
3	法人税の基礎講座 【研修シリーズ】	令和2年9月9日(水)／9月23日(水)／10月7日(水)／10月21日(水)／11月4日(水)／11月18日(水)	場所:税務署大会議室 時間:13:30～16:30	実務を担当する方を対象に法人税の申告書作成のための研修内容です。
4	源泉基礎講座	令和2年9月15日(火)	場所:税務署大会議室 時間:14:00～16:00	実務を担当する方を対象に源泉所得税事務の要点を説明します。
5	税法等研修会	令和2年9月11日(金)	場所:都税事務所会議室 時間:14:00～15:30	国税や地方税の改正事項を分かりやすく説明します。
6	年末調整説明会	令和2年11月11日(水) 11月12日(木)	場所:文京シビックホール 大ホール 時間:午前・午後	1年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足額の精算です。

その他(予定)

☆社会貢献「献血活動」【7月27日】 ☆バス見学研修会【10月】

☆わくわくスポーツまつり【10月31日】

☆酒税法とみんなで楽しむワインセミナー【11月20日】

☆税務署長講演会&文化講演会(11月) ☆青年部会家族懇親会【12月】

☆セミナー・オンデマンド

☆フラワーアレンジメント教室【12月】

【インターネット環境が整っていれば24時間アクセス可能で時間を気にせず何時でも受講できます。】

☆セミナーDVDレンタルサービス

【会社や自宅にいながら、インターネットから見たいDVDの予約ができます。ご登録いただいた住所にお届けし、返却は郵便ポストに投函するだけ】

※詳細については法人会ホームページをご覧ください。

<http://www.hongohojin.or.jp/>

税務署だより tax office message

2020年度税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
 - 1 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込手続
 - 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間
令和2年6月22日(月)9時から令和2年7月1日(水)まで[受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
令和2年5月8日(金)から令和2年7月1日(水)まで
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試験日

第1次試験	令和2年9月6日(日)
第2次試験	令和2年10月14日(水)から令和2年10月23日(金)までのうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111内線2162)までお尋ねください。

都税事務所だより metropolitan tax office message

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

今年度の固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(月)に発送します。お近くの金融機関・郵便局、指定のコンビニエンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁の窓口で、6月30日(火)までにお納めください。クレジットカードでも納付できます。なお、納税通知書は、郵便局の配達状況により発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

納税には、安心して便利な口座振替がご利用いただけます。このほか、金融機関・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキングやモバイルバンキングでも納付できます。ぜひご利用ください。

大法人の電子申告が義務化されました

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人都民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されました。

制度の概要については、主税局ホームページをご確認ください。

事務局だより

従業員の退職金準備は

とく たい きょう
特 退 共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



本郷法人会第9回通常総会のお知らせ

総会【15時30分 高千穂の間】

黙 禱
定数報告・開会のことば
会長あいさつ
感謝状及び特別感謝状の贈呈
令和元年度会員増強功労者感謝状の贈呈
議 長 選 出
議事録署名人名選出
議 事

【承認事項】

(1) 第1号議案 令和元年度決算報告承認の件

【報告事項】

- (1) 令和元年度事業報告の件
- (2) 令和2年度事業計画報告の件
- (3) 令和2年度収支予算報告の件

議 長 退 席
閉会のことば

日 時：令和2年6月15日(月)
15時30分開会

場 所：東京ガーデンパレス「高千穂の間」
文京区湯島1-7-5
TEL 3813-6211

今回の総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、①講演会、②感謝状贈呈式、③懇談会は実施せず、通常総会のみでの挙行となります。

また、ご来賓などのご招待も取り止めいたします。

※ご欠席の場合には必ず委任状を投函くださるようお願い致します。

5月号 編集後記

新型コロナウイルスによる非常事態宣言発出の中、今号では、普段何気なく利用している地下鉄の安全に対する取り組みの一部を掲載しました。終電後始発前の僅かな時間のなかで、災害対策の工事が行われているそうです。掲載にあたり、東京メトロ鉄道事業部改良建設部の大石敬司様に寄稿していただきました。ありがとうございます。(田邊 記)



／ 電子申告で効率UP! ／

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

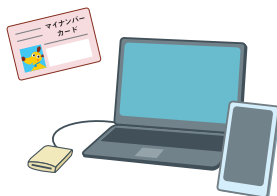
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています。

